

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ トクエイエイリカブトウホウジン コマエキョウセイノイ
	特定非営利活動法人 狛江共生の家
事業者の所在地	〒201-0016
	東京都狛江市駒井町1-1-2
事業者の連絡先	電話番号 03-3430-5020
	FAX番号 同上
	ホームページアドレス http://kyouseinoie.infoseek.ne.jp
事業者の代表者名	理事長 河西 信美

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ トクエイエイリカブトウホウジン コマエキョウセイノイ
	特定非営利活動法人 狛江共生の家
事業主体の主たる事務所の所在地	〒201-0016
	東京都狛江市駒井町1-1-2
事業主体の連絡先	電話番号 03-3430-5020
	FAX番号 同上
	ホームページアドレス (有) http://kyouseinoie.infoseek.ne.jp
	無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 河西 信美
	職名 理事長
事業主体が行っている主な事業等	狛江共生の家・多麻の運営（居住支援事業、食事提供事業） 地域連携（地域のちから推進事業）

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ コマエキョウセイノイ・タマ
	狛江共生の家・多麻
住宅の所在地	〒201-0016
	東京都狛江市駒井町1-1-2
住宅の連絡先	電話番号 03-3430-5020
	FAX番号 同上
	ホームページアドレス
住宅の管理者名	河西 信美
住宅の開設年月日	2019年10月1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供致します。
 ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。
 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。
 訪問診療所、訪問看護ステーションを紹介、各人が利用契約をしていただきます。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金(税込)	(提供方法・提供者)
状況把握（安否確認）	35,000 円 /月額	・毎日各住戸に住宅職員が訪問し、安否確認を行います。 ・時間帯も、ご入居者様(ご家族様)とご相談のうえ、必要に応じて行います。 ※提供者：特定非営利活動法人 狛江共生の家
生活相談（健康相談）		・日常生活を送るなかで、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、住宅職員がご相談をお受けします。 ※提供者：特定非営利活動法人 狛江共生の家
緊急時対応		【11時00分～19時00分】 ・この時間帯は、各住戸のベッドサイドやトイレ及び洗面所に設置してある呼出ボタンを押していただくと、事務室及び廊下のブザーが点灯するので、それを確認のうえ住宅職員が駆けつけ必要な対応(家族への連絡、救急車の要請等)を致します。 ・また、緊急ボタンを押していただくと、事務室(入居者の住戸を訪問している等で事務室不在の場合は住宅職員の携帯電話)で受信し、必要に応じて住宅職員が駆けつけ上記の対応を致します。 【19時00分～翌11時00分】 ・住宅職員は常駐しませんが、緊急ボタンを押していただくと、近隣に住む住宅職員の携帯電話で受信し、必要に応じて住宅職員が駆けつけ必要な対応(家族への連絡、救急車の要請等)を致します。 ※提供者：特定非営利活動法人 狛江共生の家

上記以外の生活支援サービス等

(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

サービスの種類	料金(税込)	(提供内容・方法・提供者)
食事（夕食）の提供サービス	25,000円 /月額	*当住宅では、ご入居者様同士が1日1回夕食を会することを大切にしています。また、栄養士による栄養バランスを考慮した食事を提供しています。 ・夕食のみの提供です。翌月分月額25,000円を毎月26日にお支払いいただきます。 左記の費用には、食材料費の他、調理員の人件費等が含まれています。 ・夕食は18時～19時まで（年中無休）、住宅内の厨房にて専属の調理員により調理致します。 ・キャンセルや来客等による追加は、提供される日の前日12時迄にお知らせください。 来客の夕食代金は1食800円です。 ・キャンセルの場合は、月額料金を当該月の実日数で除した金額を1食分として算出し、翌月10日に返金いたします。入院時も同様とします。 ※提供者：特定非営利活動法人 狛江共生の家

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基本サービス：毎月26日までに請求（翌月分） ・食事の提供サービス：毎月26日までに請求（翌月分） <p>※当月欠食があった場合は、翌月10日に返金します。</p>
支払方法	毎月請求分を、翌月賃料・共益費と合わせて、口座引落しにより26日までにお支払いいただきます。

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称	特定非営利活動法人 狛江共生の家	
電話番号	03-3430-5020	
対応している時間	平日	11時 00分 ~ 19時 00分
	土曜	11時 00分 ~ 19時 00分
	日曜	11時 00分 ~ 19時 00分
	祝日	11時 00分 ~ 19時 00分
定休日	なし	
サービスの提供において事故が発生したときの対応		
具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。 ・事故が発生した場合には、速やかに東京都住宅政策本部へ報告のうえ、事故原因の調査及び再発防止のための取組を実施します。 	
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		
① あり	実施日	月1回居住者の会を開催
	結果の開示	① あり 2 なし
2 なし		

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡ください。	
共用施設の利用について	
食堂	ご利用される場合には、使用時間を事前にお知らせください。
サロン	サロン（TV、DVD備付）の利用は自由です。早朝・深夜のご利用は控えてください。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、解約する1ヶ月前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。（生活支援サービス契約書第9条参照）		
契約解約時の連絡先	名称	特定非営利活動法人 狛江共生の家
	電話番号	03-3430-5020
事業者からの解除		
<p>事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。</p> <p>①他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3ヶ月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、なお期間内に滞納額全額の支払いがない場合</p>		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
有	・ <input checked="" type="radio"/> 無 ()

説明年月日

年 月 日

生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 特定非営利活動法人 狛江共生の家

所在地 東京都狛江市駒井町1-1-2

代表者名 理事長 河西 信美 印

説明者氏名 印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印